



島根県報

平成16年 5 月11日 (火)
号外 第 71 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

監査公表

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	1
定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	6

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定により実施した平成14年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成16年 5 月11日

島根県監査委員	島 田 三 郎
同	中 村 芳 信
同	品 川 卯 一
同	生 田 洋 一

平成14年度行政監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 意 見	措 置 の 内 容
<p>1 新規則及び指導指針の策定</p> <p>現在、県財政が危機的状況にある中、簡素で効率的な行政体制の確立に向けた行財政改革は、県における喫緊の課題となっている。</p> <p>出資公益法人においても、自らの不断の経営努力による自主的な運営の確保、経費節減のための積極的な組織及び運営の合理化等が強く求められており、県としては、出資公益法人の自主性を尊重しつつ財政・組織面における指導監督をより一層強化、充実し、出資公益法人の健全な運営を確保することが急務となっている。</p> <p>このような状況において、県の出資公益法人に対する指導監督は、第3の監査結果のとおり、適切に行われているとは言えない状況にあり、また、現行規則についても、出資公益法人を適切に指導監督するものとはなっておらず、社会情勢等の変化にも十分対応したものになっていない。</p> <p>したがって、出資公益法人を適切に指導監督するための新たな規則等の策定が必要と考える。</p> <p>については、指導監督の対象法人は、現在行われている行財政改革の実効性をあげるためにも、出資公益法人に限定せず、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、かつ、島根県の区域を主たる事業区域とする民法、商法及び特別法に基づいて設立された法人（以下「出資法人」という。）とし、「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」（平成14年島根県条例第77号。以下「県条例」という。）の目的も踏まえ、出資法人を財政・組織面等から適切に指導監督を行うための新たな規則（以下「新規則」という。）及び指導指針を策定されたい。</p> <p>また、出資法人を指導監督する所管課は、予算を所管する課とし、所管課を全庁的に総括する課を主管課として明確に定められたい。</p> <p>2 新規則及び指導指針の内容等</p> <p>新規則及び指導指針は、出資法人の健全な運営の確保を目的とし、県が財政・組織面等から出資法人の指導監督及び調整を行うに当たり必要な基本的事項を定めるものとし、以下の意見の趣旨を踏まえたものとされたい。</p> <p>なお、新規則において定める事項は、県条例との関係においては「執行命令」（県条例第8条関係）としての</p>	<p>1 「島根県外郭団体指導監督指針」を策定した。</p> <p>[主な内容]</p> <p>指導監督指針の対象となる「外郭団体」を定義した。</p> <p>対象は監査報告での指摘も踏まえ、出資公益法人に限定せず、民法・商法・特別法に基づいた法人の中から条件を満たすものとした。</p> <p>関係部局の責務を明確化し、所管部長は外郭団体の運営状況を常に把握し適切に指導監督を行うこととし、総務部長は指導監督に係る調整を行うこととした。</p> <p>外郭団体に対する指導監督として「団体のあり方に関する事項」、「組織運営に関する事項」、「事業に関する事項」、「積極的な情報公開」について適切な指導監督を行うこととした。</p> <p>外郭団体と県の関与のあり方として人的関与・財政的関与について適正化を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体への県からの職員派遣については設立当初に限ることとし、現に派遣している場合は可能な限り早期の終期設定を行うこととした。 ・ 団体の役員について、代表者には原則として県職員は就任しないこととした。また監事については就任しないこととした。 ・ 条例に基づく経営評価対象法人のうち財団法人については、県職員は原則として理事には就任しないこととし、議決機能を附与した評議員会に県職員は就任することとした。 <p>なお、この場合、権能を変更したことが分かるように統一的に名称を「経営委員会」と改称するよう求めることとした。（寄附行為の変更例について人事課長名で通知した。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政的関与については、人件費補助から事業費補助への移行を図ることなどとした。 <p>立入検査については、外郭団体のそれぞれの設置法に基づき行うこととし、その検査結果に基づき指導監督を行うことを明記した。</p> <p>経営評価について、条例に基づく経営評価対象法人以外の外郭団体についても、適宜必要と認める項目について行うこととした。また、その結果、経営改善が必要と認められる団体について適正な指導を行うとともに、必要に応じて経営改善計画の策定や、外部の経営診断の導入についても指導することとした。</p>

性格を併せ持つものとし、出資公益法人の指導監督については、新規則に定めるもののほかは現行規則の定めに従うこととする「特別法」の位置付けとされたい。

また、指導指針については、新規則の規定を補完するものとされたい。

(1) 組織及び運営の合理化

県は、出資法人の組織及び運営の合理化について、次のとおり指導監督を徹底する。

ア 理事会と評議員会の関係

財団法人については、理事会は執行機関、評議員会は最高意思決定機関（議決機関）と位置付け、また、評議員会の構成メンバーは出資者の代表等で構成する。

イ 総会及び評議員会

社団法人における総会及び財団法人における評議員会は年 2 回以上開催することとし、うち 1 回は、事業計画、予算等を議決するため事業年度開始前に開催し、うち 1 回は、事業実績を評価し議決するため事業年度終了後 3 月以内に開催する。

ウ 理事及び理事会

理事会は、単に形式的に開催するのではなく、出資法人の活性化を図るため、執行機関としての機能を十分発揮できるものとする。

ついで、理事会は、理事数を極力減員することにより機動性を持たせ、事業の適切な執行を図るため定期的を開催するとともに、必要が生じた場合には、その都度、柔軟かつ速やかに開催する。

エ 知事等の理事への就任

出資法人を指導監督する責任者が、指導監督を受ける出資法人の経営責任者と重複することは、それぞれの責任を明確化の上から好ましいものではない。

したがって、出資法人の信用性及び経営の安定性の面からやむを得ない場合であっても、知事、副知事、部長等の理事就任は、出資法人の設立当初に限るものとする。

オ 県職員の派遣

県職員の派遣は、出資法人の自主性及び独自性を確保する上から、出資法人の設立当初に限るものとし、派遣の人数は必要最小限とする。

カ 監事の選任

今後新たに新規法人の設立を行う場合や新たな出資を行う場合についての留意事項を明記した。

2 「経営評価マニュアル」を策定した。

[主な内容]

「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」に基づいて平成16年度から実施する経営評価について、構成・フロー、様式、評価の基準、記入要領をまとめたマニュアルを策定した。

マニュアルには、上記の他、参考資料として条例及び条例施行規則、「島根県外郭団体指導監督指針」、「公益法人の設立及び監督に関する規則」、「公益法人の設立許可及び指導監督指針」等も参考資料として併せて掲載し、経営評価はもとより、外郭団体の指導監督に関するマニュアルとして整備した。

監事は、出資法人の内部チェック機能を強化するため、県職員からの選任は止め、公認会計士等から選任する。

キ 事業費補助方式への転換

県の出資法人に対する補助は、人件費等運営費補助方式から必要な事業に対して補助を行う事業費補助方式へ転換する。

(2) 経営の効率化

県は、次のとおり出資法人の健全な経営の確保に努めるとともに、出資法人に対し、経営の効率化を図るための指導監督を徹底する。

ア 経営評価及び評価結果の活用

県条例に基づく経営評価については、評価手法、評価項目、評価指標等を具体的に定めた「経営評価マニュアル」を作成の上、適切に実施する。

なお、県条例が評価対象としない出資法人で、県出資割合25%以上の出資法人及び25%未満で公共性の高い出資法人についても、県条例に準じた経営評価を行うことが望ましい。

また、出資法人の経営の効率化を図るため、経営評価結果等を活用した指導監督を徹底する。

イ 自立性の確保

出資法人が自立性を確保するための最小限の要件として、運営のために必要な事務局職員の人件費が自己支弁できるよう収入の増及び経費節減の指導に努める。

ウ 利用料金制の適用の拡大

県が施設の管理を委託した出資法人が、自らの営業努力により自主財源を確保し自立した施設の管理運営を行うため、可能な限り利用料金制の適用の拡大を図る。

エ メリットシステムの導入

県が施設の管理を委託した出資法人が施設の維持管理を行うに当たり、経費節減対策等の取組みに数値目標を設定しその取組みに一定の成果があった場合、当該法人に対しメリットが発生するようなシステムの導入を図る。

(3) 運営状況等の的確な把握

県が出資法人に対して行う財政支出及び人的支援は、出資法人の形態に応じ、その設立目的、公共性の度合

い、事業の収益性等を十分検討した上で行うこととし、最少の経費で最大の効果が得られるよう出資法人に対する指導監督を徹底する必要がある。

このため、県は、出資法人の運営に関する基本的事項をあらかじめ定めた上で出資法人に対し、同事項についての事前協議及び報告を求め、出資法人の運営状況等を的確に把握した上で適時・適切な指導監督を行う。

なお、事業計画書及び収支予算書については事業年度開始前までに、事業報告書及び収支決算書については事業年度終了後 3 月以内に、出資法人から提出を求める。

(4) 立入検査の実施

県は、出資法人の行う会計事務処理等の事務処理が適切に行われているかなどについて、毎年度計画的に立入検査を実施することとし、その検査結果に基づく指導監督を徹底する。

また、主管課は、検査項目、指導事項等を盛り込んだ「立入検査マニュアル」を作成し、立入検査が統一かつ適切に実施されるよう所管課を指導する。

(5) 情報公開及び説明責任

ア 情報公開の促進

出資法人は、その公共性から透明性の確保と説明責任を果たすことが望まれるため、県は、出資法人自らが事業内容及び経営状況を積極的に公開するよう指導する。

イ 閲覧資料の充実

県は、出資法人に対し、県民の閲覧に供するため、関係資料を主たる事務所に備え置くよう指導するとともに、所管課においても同様の資料を備え置く。

また、特に、事業計画書及び事業報告書については、県民に分かりやすいように内容を詳細に記載し、充実したものとするよう指導する。

ウ ホームページ等の活用

出資法人の活動は県民生活に深く関与し、影響が大きいため、県は、出資法人がインターネットによるホームページ等を活用し、県民に対する運営状況等の情報提供を積極的に行うよう指導する。

(6) 担当職員に対する研修

指導監督担当職員に対し、出資法人に対する確な指導監督が行えるよう、県の内部及び外部機関による研修を徹底し、専門的知識の修得を図る。

島根県監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した平成14年度会計に係る監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成16年 5 月11日

島根県監査委員	島	田	三	郎
同		中	村	芳 信
同		品	川	卯 一
同		生	田	洋 一

平成14年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 一般会計及び特別会計</p> <p>(1) 政策企画局</p> <p>契約方法が適当でないもの</p> <p>印刷契約について、予定価格が会計規則第66条に規定する随意契約の金額を超えており競争入札とすべきところ、4者から見積書を徴した上で随意契約とされていた。(統計調査課)</p>	<p>今後の契約については、会計規則の定めるところに従い、適切な契約方法を取ることとする。</p>
<p>(2) 総務部</p> <p>① 権限の行使が適当でないもの</p> <p>ア 記念切手の購入伺について、事務決裁規則第5条の規定により課長が決裁すべきところ、課長補佐が決裁していた。(総務課)</p>	<p>ア 当該伺については、事務決裁規則第15条の規定により課長補佐が代決したものである。今後は、事務決裁規則第16条に規定する「代決の制限」に十分留意の上対応したい。</p>
<p>イ 業務委託契約の予定価格について、事務決裁規則第4条の規定により部長が決定すべきところ、課長が決定していた。(消防防災課)</p>	<p>イ 本件は、緊急地域雇用創出特別基金事業により平成13年度中途より委託を開始し、平成14年度の積算金額は64,554千円で、予定価格についても課長権限の20,000千円を大きく上回っているが、平成13年度が課長権限であったため、同様に課長が決定を行った。</p> <p>今後、予定価格の決定にあたっては、事務決裁規則及び会計規則をよく認識し、適正な事務処理を行うよう努める。</p>
<p>② 予算の執行が適当でないもの</p> <p>文化・観光振興を目的とした記念切手が年度末に6万枚購入され、そのうち5万1千枚が年度内に使用されずに翌年度に繰り越されていた。(総務課)</p>	<p>6万枚のうち1万枚については、これまでの使用実績から年度内に使用できるものと判断し1月末に購入したが、結果として1千枚の使用が翌年度の4月になったもので、やむを得ないものと考えている。</p> <p>残りの5万枚については、3月末に購入し、実際に使用した期間が翌年度の5月から7月であったため、14年度に購入する必然性のないものであった。</p> <p>今後は、切手を購入する必要がある場合には、使用計画を立て、これに基づき量と時期について十分検討した上で適切な購入を行うよう徹底したい。</p>
<p>③ 契約の方法を誤っているもの</p> <p>ア 複写機の利用契約について、予定価格が会計規則第66条に規定する随意契約の金額を超えており競争入札とすべきところ、2者から見積書を徴した上で随意契約されていた。(人事課)</p>	<p>ア 今後は会計規則に基づき適切に処理する。</p>
<p>イ 寝具賃貸借契約について、予定価格が会計規則第66条に規定する随意契約の金額を超えており競争入札とすべきところ、随意契約とされていた。</p>	<p>イ 本件の予定価格は、随意契約ができる範囲(800,000円)を越えているので、競争入札により相手方を決定すべきであった。</p>

<p>(消防学校)</p>	<p>平成15年分の執行にあたっては、従来どおり指摘のあった方法で執行済みであった。平成16年度の執行にあたっては、使用者負担という考え方を重視し、消防学校教育管理協会（入校中経費）で支弁する考えである。</p> <p>今後同様な物件の借り入れに当たっては、会計規則の趣旨をよく認識し執行したい。</p>
<p>④ 財産の貸付又は使用許可の処理が適当でないもの ア 職員宿舎駐車場の貸付の手続がなされていなかった。 (管財課)</p>	<p>ア 職員宿舎駐車場の貸付については、今後その整備状況などの実態調査をもとに、関係部局及び関係機関と調整を行ったうえで、駐車場の基準、職員宿舎管理規則の改正等の手続きを速やかに行う。</p>
<p>イ 公衆電話及び自動販売機について、行政財産目的外使用許可の手続がなされていなかった。 (看護短期大学)</p>	<p>イ 使用者からの申請を受け、行政財産の使用料免除申請の手続きを経て、平成16年1月30日付けで行政財産目的外使用許可を行った。</p>
<p>(3) 地域振興部 ① 権限の行使が適当でないもの 業務委託契約の予定価格について、事務決裁規則第4条の規定により部長が決定すべきところ、課長が決定していた。 (市町村課)</p>	<p>今後の業務委託契約に当たっては、島根県事務決裁規則に基づき適切に処理するように対応する。</p>
<p>② 収入の調定事務が適当でないもの ア 行政財産目的外使用許可に伴う経費負担（電気料）が収入されていなかった。 (浜田総務事務所) イ 行政財産目的外使用料（電柱敷地使用2件）について、年額で収入すべきところ月割り（5か月分）で収入されていた。 (浜田総務事務所)</p>	<p>ア 行政財産の使用許可については、その物件の光熱水費等経費の有無について精査し、適切な徴収に努める。</p> <p>イ 行政財産の使用料等の取扱について（平成6年3月31日管財発第300号）第6条の規定を遵守する。</p>
<p>③ 収納事務が適当でないもの 港湾使用料の徴収について、収入分任出納員に任命されていない嘱託員が現金を取り扱っていた。 (隠岐支庁土木建築局)</p>	<p>港湾管理嘱託員を収入分任出納員に任命する手続きをとった。（平成16年1月1日付け辞令交付済み）</p>
<p>④ 支出事務が適当でないもの 旧林業技術センター庁舎移転に伴う特別清掃について、執行の決定がないまま実施されていた。 (中山間地域研究センター)</p>	<p>庁舎清掃業務委託は、当初は年度末まで行う予定であったが、2月末頃、3月20日以降31日まで、中山間地域研究センターへの組織の移動により庁舎清掃の必要がなくなることが、明確となった。</p> <p>また、当初想定していなかった移転に係る作業時の特別清掃の必要性が生じ、その措置が必要となった。</p> <p>そこで庁舎清掃業務委託料の減額分の範囲内で、特別清掃を行うこととし、清掃業者から見積書を徴取し、特別清掃を実施した。しかしながら、2月末に行った変更契約は、期間短縮の変更しか行ってい</p>

	<p>ない。</p> <p>これらの事務処理は旧林業技術センターで行っていたものであるが、御指摘のように、本来は仕様書を作成し直し、それに伴う執行伺を行うべきであったが、実際の事務処理は、仕様の内容が不明確であった。今後はこのような処理をすることのないよう、十分注意して、事務処理を行っていきたい。</p>
<p>⑤ 財産の使用許可の処理が適当でないもの</p> <p>ア 課内に事務局がある任意団体について、当該団体が雇用した職員に係る行政財産目的外使用許可申請手続きがなされていない。 (市町村課)</p>	<p>ア 島根県市町村税協議会が雇用した職員に係る行政財産目的外使用許可申請を直ちに行った。</p> <p>今後の行政財産目的外使用に当たっては、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則に基づき適切に処理するように対応する。</p>
<p>イ 駐車場の使用 (通年) について、行政財産の目的外使用許可の手続きがなされていないものがあった。 (木次総務事務所)</p>	<p>イ 目的外使用許可手続きをとり、平成15年12月 1 日付けで許可した。</p>
<p>(4) 環境生活部</p> <p>収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>オフサイトセンターに係る行政財産目的外使用許可に伴う経費負担の一部 (ガス料金、水道料金) が収入されていない。 (環境政策課)</p>	<p>平成15年度以降のガス料金、水道及び下水道料金については、「行政財産の使用料等の取扱について (平成 6 年 3 月31日付け管財発第300号)」第 9 条第 3 項の規定に基づき、収入を行う。</p>
<p>(5) 健康福祉部</p> <p>① 支払事務が適当でないもの</p> <p>修学資金貸付金について、平成14年度新規貸付者 (19名) に対する貸付金が平成15年 3 月に年間分を一括して支払われていた。 (医療対策課)</p> <p>② 契約方法を誤っているもの</p> <p>カラー印刷業務委託契約 (単価契約) について、執行予定額が会計規則第66条に規定する随意契約の金額を超えており競争入札とすべきところ、3 者から見積書を徴した上で随意契約とされていた。</p> <p>また、契約にない種類の印刷物について、変更契約を行わないまま発注されていた。</p> <p>(身体障害者授産センター)</p>	<p>平成15年度は、修学資金貸与申請書提出期限 (6 月30日) までに63名の申請があり、書類の不備等を調整のうえ 9 月12日に20名の貸与者を決定した。</p> <p>その後、貸与決定者からの交付申請書の提出を受け11月10日に11月分まで一括支払いを行い、その後は毎月支払を行っている。</p> <p>今後とも一層の事務の迅速化に努めていきたい。</p> <p>授産センターのカラー印刷業務委託は、受注後、授産作業の進行状況により納期に対応出来なくなった場合に、緊急に発注するものである。</p> <p>そのため、年間を通じて、不定期かつ多種多様な印刷物を発注する結果となるため、臨機適切な仕事を見込める業者と年間単価契約を締結したところである。</p> <p>しかしながら、受注内容は予測出来ないものが多いため変更契約の可能性が高く年間を通しての契約は難しい結果となり、15年度は受注の都度契約を締結することとした。</p>

<p>(6) 農林水産部</p> <p>① 収入の調定事務が適当でないもの 物産観光館駐車場改修工事について、工事区域に他の団体が借用している土地が含まれており、団体に工事費の一部負担を求めるべきであるにもかかわらず、県が全額を負担していた。 (しまねブランド推進室)</p>	<p>指摘のあった工事費の一部負担については、負担を求めるべき他の団体から応分の負担をする旨回答を得ているが、負担額及び支払方法については現在協議中である。</p>
<p>② 収入の諸帳簿の整備が適当でないもの 生産物で現金販売するものがあるにもかかわらず、会計規則第157条に規定する現金出納簿が備えられていなかった。 (農業試験場)</p>	<p>指摘のあった現金出納簿については、会計規則に基づき整備した。</p>
<p>③ 支払事務が適当でないもの ア 全国大会参加者旅費について、宿泊料の宿泊地区分を誤って支払われていた。(農業経営課) イ 昼食代を含む負担金を県費で支出した全国大会への参加者旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整が行われず、支払額を誤っていた。(農業経営課)</p>	<p>ア及びイで指摘のあった全国大会参加者旅費については、旅行者及び旅行命令が一つであること及び宿泊料の宿泊地区分の誤りによる支給不足額と全国大会参加負担金に含まれていた昼食代に係る過払い額が同額であることから必要な調整を行い、支払額を正当なものとした。</p>
<p>ウ 研修会参加者に係る旅費について、旅行命令の変更に伴う日当調整の変更が行われず、支払額を誤っていた。(林業課)</p>	<p>ウ 指摘のあった未調整額については、過払い額を全額返納させた。</p>
<p>④ 契約方法が適当でないもの 牛舎塗装改修工事について、会計規則第66条の2の規定により予定価格調書を省略できないにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。 (種畜センター)</p>	<p>契約における予定価格調書については、今後会計規則の規定に基づき、予定価格調書を省略できない場合は予定価格調書を作成し、適正な執行に努める。</p>
<p>⑤ 財産の取得の処理が適当でないもの 用地取得の委託契約において、平成2年度末までに委託費の全額を委託先に対して支払ったが、平成14年度末においても取得用地の一部が未登記となっていた。 (緑化センター)</p>	<p>指摘のあった取得用地の未登記については、平成15年8月26日までに登記を完了した。</p>
<p>⑥ 財産の維持管理が適当でないもの 漁港関連施設用地において、占用許可の失効後も引き続き占用している建物及び構造物があった。 (浜田水産事務所)</p>	<p>指摘のあった漁港関連施設用地の不法占用については、行方不明となっている建物及び構造物の所有者(代表)の所在把握に努めるとともに、建物及び構造物を譲り受けたと主張する占有者に対して撤去を指示してきたが、依然として所有者は所在不明であり、占有者も撤去に応じないことから、今後、島根県漁港管理条例第16条の監督処分等を行うことにより、早急に不法占用物件を撤去させ、適正な管理となるよう努める。</p>
<p>⑦ 物品の保管、管理の状況が適当でないもの 借上車両の契約内容について、職員が十分承知し</p>	<p>借上車両の管理については、契約内容を職員に周知徹底し、今後修繕等発生した場合には契約内容に</p>

<p>ていなかったため、不要な修繕費が支払われていた。 (川本農林振興センター)</p>	<p>沿った適切な管理となるよう努める。</p>
<p>(7) 商工労働部</p> <p>① 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>物産観光館駐車場改修工事について、工事区域に他の団体が借用している土地が含まれており、団体に工事費の一部負担を求めるべきであるにもかかわらず、県が全額を負担していた。 (しまねブランド推進室)</p>	<p>指摘のあった工事費の一部負担については、負担を求めるべき他の団体から応分の負担をする旨回答を得ているが、負担額及び支払方法については現在協議中である。</p>
<p>② 支払事務が適当でないもの</p> <p>ア 昼食代が県費で支出された会議への出席者旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整がなされず、支払額を誤っていた。 (九州事務所)</p>	<p>ア 遣島使との昼食会に係る出席者の旅費について、日当を調整し、旅費の返還処理を行った。</p>
<p>イ 修繕工事について、適正な積算が行われなかったため、支払額を誤っていた。(商工政策課)</p>	<p>イ 産業交流会館レストラン改修工事について、予備の材料を購入するための変更契約の際、施工業者の変更見積額をそのまま変更契約額に採用していたが、請負比率による積算を行うことが適正であった。 今後は適正な事務処理に努める。</p>
<p>③ 契約事務が適当でないもの</p> <p>ア 寮の給食業務を受託した業者が、校内で受託業務外の昼食の調理及び販売を行っているが、当該行為に係る契約が締結されていなかった。 (出雲高等技術校)</p>	<p>ア 昼食については、弁当券購入による個人直接購入方式へ変更した。</p>
<p>イ 電気カンナ等の備品購入について、会計規則第68条の5の規定による請書が徴してなかった。 (益田高等技術校)</p>	<p>イ 電気カンナ及び携帯用自動カンナの備品購入について、請書が徴してなかったが、今後このようなことがないように、会計規則に基づいた適正な事務処理に努める。</p>
<p>④ 物品に関する諸帳簿の整備が適当でないもの</p> <p>会計規則第93条第5項に規定する消耗品受払簿が備えられていなかった。(出雲高等技術校)</p>	<p>消耗品受払簿を備え、記帳した。</p>
<p>(8) 土木部</p> <p>① 契約事務が適当でないもの</p> <p>ア 国に委託した工事について、債務負担行為の手続がなされないまま、実施期間が2年度にわたっていた。 また、年度内に委託工事が完成していないにもかかわらず、委託料が平成14年度内に全額支払われていた。 (道路維持課)</p> <p>イ 国に委託した工事について、繰越等の手続がないまま委託期間が平成15年度に延長されていた。</p>	<p>ア 今後は、工事の工程等について国と十分に情報交換を行って、債務負担行為等の予算措置、合理的な資金計画の策定及び的確な工程管理を行い、適切な事務処理を行う。</p> <p>イ 今後は、工事の工程等について国と十分に情報交換を行って、合理的な資金計画の策定及び工事</p>

<p>また、委託料は平成14年度内に全額支払われていた。 (道路建設課)</p>	<p>的的確な工程管理を行い、必要な場合には繰越の手続きをとる等、適切な事務処理を行う。</p>
<p>② 履行の検査が適当でないもの 土木部職員研修業務委託について、会計規則第70条の5の規定による履行の検査及び委託料の精算が行われず、過払いとなっていた。 (土木総務課)</p>	<p>委託先である(財)島根県建設技術センターからの精算報告書により過払い額を確定した後、納入通知書を発行し、過払いに対する精算を行った。 今後は、研修計画に変更があった都度、変更契約等を行い事務の適正化を図る。</p>
<p>③ 財産の使用許可の手続が適当でないもの 県営住宅駐車場の使用許可の手続がなされていなかった。 (建築住宅課)</p>	<p>早期に島根県営住宅管理条例に「駐車場の管理」を規定し、県営住宅の共同施設として管理を行うこととしている。 なお、条例に規定することと並行して、平成16年度に現況調査を行い、駐車場所の確認や駐車区画面積の確定を行うこととしている。</p>
<p>(9) 教育委員会</p>	
<p>① 収入の調定事務が適当でないもの ア 行政財産目的外使用料(電柱等)が収入されていなかった。 (邑智高等学校)</p>	<p>ア 指摘内容に基づき、今後このような誤りがないよう努める。</p>
<p>イ 行政財産目的外使用許可に伴う経費負担が収入されていなかった。 (松江南高等学校、情報科学高等学校、出雲農林高等学校、邑智高等学校、松江養護学校、石見養護学校)</p>	<p>イ 指摘内容に基づき、今後このような誤りがないよう努める。</p>
<p>② 収入の諸帳簿の整備が適当でないもの 会計規則第105条の8に規定する債権管理簿が整備されていなかった。 (邑智高等学校、益田工業高等学校)</p>	<p>帳簿整備の上、今後このような誤りがないよう努める。</p>
<p>③ 支払事務が適当でないもの 平成12年度に過徴収された市町村民税が対象者に返還されず、歳入歳出外現金として保管されていた。 (松江養護学校)</p>	<p>対象者に返還の上、今後このような誤りがないよう努める。</p>
<p>④ 契約方法が適当でないもの 県立学校児童生徒の定期健康診断業務委託ほか1件の委託契約(単価契約)について、会計規則第66条の2の規定に基づく予定価格が設定されていなかった。 (保健体育課)</p>	<p>当該契約は、公益法人との契約であり、非収益事業と見なしていることから、会計規則第66条の2第2項第6号により、予定価格を省略した。</p>
<p>⑤ 契約事務が適当でないもの 書籍の購入2件について、会計規則第68条の5に規定する請書が徴されていなかった。 (古代文化センター)</p>	<p>指摘内容に基づき、今後このような誤りがないよう努める。</p>
<p>⑥ 財産の貸付の手続が適当でないもの 職員宿舍駐車場の貸付の手続がなされていなかった。 (福利課)</p>	<p>指摘内容に基づき、今後このような誤りがないよう努める。</p>

<p>⑦ 物品の保管、管理の状況が適当でないもの 重要文化財の保存修理委託について、平成14年度の委託完了から平成15年度の委託開始までの間の物品の保管に関する契約書等が作成されていなかった。 (古代文化センター)</p>	<p>指摘内容に基づき、今後このような誤りがないよう努める。</p>
<p>(10) 公安委員会 ① 契約事務が適当でないもの 修繕工事について、建設業法第19条の規定により契約書による契約を締結すべきところ、契約書を省略し請書が徴されていた。(大社警察署)</p>	<p>宿舍外構改修工事について、契約金額が50万円未満であったため、島根県会計規則により契約書を省略し、請書を徴していたものである。 今後は、建設業法を遵守し、建設工事における契約書の作成を徹底する。</p>
<p>② 財産の貸付の手続が適当でないもの 職員宿舍駐車場の貸付の手続がなされていなかった。(警察本部)</p>	<p>職員宿舍駐車場の貸付については、今後、その使用状況や整備状況などの実態調査をもとに、関係部局及び関係機関との調整を行ったうえで、駐車場の基準、規程の整備等の手続きを進めていくこととする。</p>
<p>2 企業会計 (1) 中央病院 ① 未収金の徴収について 医療費の個人負担分未収金が年々増加しており、特に1年以上経過した長期滞納金が累増した。</p> <p>② 支払時期が遅延し、不納付加算税が発生したものの支弁した医師会費に係る源泉徴収税額を納付して</p>	<p>中央病院においては、経営係医事担当を中心に、未収金管理票による未収金管理、医療費未払いの患者の自動受付制限と面接による督促、分納誓約書等の徴収、電話による督促、連帯保証人に対する請求などにより、未収金の徴収を実施してきた。 しかし、近年の経済状況や医療費の個人負担の増加などにより未収金の額が増加しているところである。 医療費の個人負担分に係る未収金は、これまでの債権管理の実態を再度検証し、他院の取り組み状況などを参考に、平成15年度から『滞納未収金対応要綱』を制定しこの中で、未収金管理に係る病院としての事務の執行指針を定めたところである。また、要綱で、事務局長を債権管理者とし、その下に『未収金対策チーム』を編成し、効果的な未収金対策について随時検討を行うこととするなど、未収金対策に係る体制を整備したところである。 さらに、未収金の対応を行う職員を増員し、未収金の発生時に早期に対応できる体制を確保した。 今後、さらに、他病院の債権回収の状況などを参考にしながら具体的な方策を検討し実行する予定である。 中央病院は、病病連携、病診連携などの協調、協力関係に資するため医師会との連携が不可欠である</p>

<p>いなかったために不納付加算税を支払った。</p>	<p>ことから診療科部長以上の医師の会費を病院負担としていたところであるが、税法上は病院が負担した医師会費は個人の給与所得とみなされ源泉徴収対象となるとの指摘を平成14年12月に税務署から受け、不納付加算が発生したものである。</p> <p>なお、現在は、医師会費について、すべて、加入する医師の自己負担としている。</p>
<p>③ 規定の帳簿を備えていないもの</p> <p>島根県病院事業財務規則に基づく帳簿が備えられていなかった。</p> <p>[貯蔵品・物品出納簿、未収金調定簿（保険及び労災用）、未収金調定簿（個人・その他団体用）、未収金管理表（個人・保険用）、貯蔵品入庫伝票、貯蔵品出庫伝票など]</p>	<p>平成11年の新病院開院時に多くの業務を紙管理からコンピュータ管理に移行したが、その際に業務の運用と規則様式の整合性が図られていない部分があり、指摘を受けた帳簿類に不備が生じている。</p> <p>指摘を受けた各種様式については、現在たな卸し資産の薬品を含む物流業務の見直しの検討及び未収金管理の見直しの検討を行っており、この検討の中でコンピュータ管理様式を定め規則改正を行うもの、規則にあわせ現行様式を改正するものに分類整理のうえ、所要の手続きを進めたい。</p>
<p>④ 財産の貸付の処理が適当でないもの</p> <p>職員宿舎駐車場の貸付の手続がなされていなかった。</p>	<p>現在、総務部管財課において県職員宿舎の駐車場の取り扱いが検討されており、中央病院宿舎の駐車場についてもこれに準じた取り扱いをする方針である。</p>
<p>(2) 湖陵病院</p> <p>① 未収金の徴収について</p> <p>医療費の個人負担分未収金が年々増加しており、特に1年以上経過した長期滞納金が累増した。</p>	<p>近年の長期不況下における経済状況を反映し、特定患者の医療費に対する未収金が増加している。</p> <p>湖陵病院の入院患者は、精神疾患特有の病状から長期入院患者が多数見られ、入院費も未納となると長期化する傾向にあり、その結果一部の患者において多額の未収金が発生している。</p> <p>これまで、分納誓約、電話等により未収金の徴収について努めてきたが、患者及び家族への督促行為が診療予約のキャンセルなど治療上の信頼関係に影響するなど精神病院における債権回収の困難さもあり成果が上がりにくい状況である。</p> <p>そこで、平成15年度から入院申込書に連帯保証人を設け債権回収に努めることとした。</p> <p>未収金の増加は収益確保の観点から経営上極めて重大な問題であり、その対応については病院全体で組織的に取り組み、今後も未収金管理及び徴収体制の整備等を行いながら改善に向けて努力していきたい。</p>
<p>② 規定の帳簿を備えていないもの</p> <p>島根県病院事業財務規則に基づく帳簿が備えられ</p>	<p>湖陵病院の業務内容と「病院事業財務規則」の様式を照らし合わせて記載内容を精査した上で、現行の</p>

<p>ていなかった。 [未収金調定簿 (保険及び労災用)、未収金調定簿 (個人・その他団体用)、未収金管理表 (保険用)、貯蔵品入庫伝票、貯蔵品出庫伝票など]</p>	<p>様式にあわせ規則改正するもの、及び規則に合わせて現行様式を改正するものに分類整理し所要の手続きを進めて行きたい。</p>
<p>③ 予定価格が設定されていないもの ディケア施設通所患者送迎業務委託契約において、予定価格が設定されていない。</p>	<p>平成15年度契約においては、予定価格を設定して契約を行った。</p>
<p>④ 財産の貸付の処理が適当でないもの 職員宿舍駐車場の貸付の手続がなされていない。</p>	<p>職員駐車場の貸付については、一般会計部局で実施される予定の駐車場の基準、職員宿舍管理規則等の改正を受け、一般会計との均衡に配慮しながら手続きを行う。</p>
<p>(3) 企業局本局 財産の貸付の処理が適当でないもの 職員宿舍駐車場の貸付の手続がなされていない。</p>	<p>職員宿舍駐車場の貸付手続きについては、今後、知事部局との均衡を図る上で総務部管財課等と協議しながら、島根県企業局職員宿舍管理規程の改正等について検討したい。</p>
<p>(4) 企業局西部事務所 予定価格が設定されていないもの 塩購入単価契約で予定価格が設定されていない。</p>	<p>塩購入単価契約については、平成15年度契約分から予定価格調書の作成を行った。 今後、島根県公営企業契約規程で準用する島根県会計規則第66条の2第1項の規定に基づいて予定価格の設定を適正に行いたい。</p>

平成14年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処 理 方 針 ・ 措 置 状 況
<p>I 一般会計及び特別会計</p> <p>1 パブリックコメントの実施について</p> <p>パブリックコメントの実施に当たっては、実施要綱に基づき、対象とする計画等の案を県のホームページや県政情報センターで公表し、これに対する県民の意見を募集しているが、必ずしも県民に十分な利用の機会を提供したことはない。</p> <p>このため、内容を分かりやすい形に要約し新聞に掲載した上で、意見を求められたい。</p>	<p>(広聴広報課)</p> <p>パブリックコメントの実施にあたっては、計画等の案を要約したものを新聞に掲載するよう実施要綱を改正するとともに、新聞広報のための予算を広聴広報課において確保することとし、平成16年度から実施することとする。</p>
<p>2 定員管理の合理化について</p> <p>定員管理を行うに当たっては、各部等に対し一定率の削減を掛け、重点施策実施部門等へ再配分されたい。</p> <p>各部長等はこれを受け、部内各課に対する配分案を作成の上総務部へ提出し、総務部はこれを原則として認め、全体の定員管理を行われたい。</p> <p>また、新行政システム推進計画に基づく定員削減については、昨年提出された議会の行財政改革調査特別委員会の報告の提言を踏まえ、その早期実現に向けて、年次別、内容別の実施計画を早急に樹立の上、着実に実行されたい。</p>	<p>(人事課)</p> <p>新行政システム推進計画に基づき、個別に組織のスリム化や事務事業の見直しを行いながら、500人の定員削減に取り組んでいるため、一律削減方式による定員管理と500人削減を同時に実施することは難しい状況にある。したがって、一律削減方式による定員管理については、組織スリム化などがある程度終了した時点で検討したい。</p> <p>また、500人の定員削減については、年次別の実施計画を作成し、今後5年間で達成することを目標に取り組みたい。</p>
<p>3 民間委託の一層の推進について</p> <p>民間委託への推進については、新行政システム推進計画の中で事務事業の見直しの一環として取り上げられているが、総務部においては、その点検作業を各業務担当部局に委ねるのではなく、委託可能業務を総点検した上で早急に実施計画を策定し計画的実施に着手されたい。</p>	<p>(人事課)</p> <p>民間委託の推進については、平成14年度に新行政システム推進本部で全ての事務事業を対象に総点検を実施し、この結果に基づき、各部と協議をしながら実施可能なものから順次実施する。</p> <p>なお、今後の新たな民間委託の推進については、行政評価制度を積極的に活用しながら、総務部で全庁的な方針を策定した上で、各事業担当部局と総務部が一体となって推進していきたい。</p>
<p>4 技能労務職制の見直しについて</p> <p>事務事業の合理化の観点から、技能労務職員が携わっている業務について、直営を続けるべき業務か、あるいは委託可能業務かを十分に検討の上、以下の点に留意して実施を推進されたい。</p> <p>(1) 真に直営を要する事務事業については、最小限必要な人員を技能労務職のまま残しつつ、実施のための作業労務については原則嘱託員化する。</p> <p>なお、嘱託員化に当たっては、シルバー人材センター、元気な高齢者等のボランティアの活用などを比較検討した上で行うこと。</p>	<p>(人事課)</p> <p>技能労務職員が行っている業務のうち、事務事業開始後の状況変化の中で、行政需要等が縮小した業務については、積極的に事務事業の廃止・縮小を行う。</p> <p>また、「民間にできる業務は民間に委ねる」という基本的な考え方にに基づき、経費の縮減が図られる業務や効率的な運営ができる業務、常時一定の職員を配置する必要がない業務については、民間委託や非常勤嘱託化を推進する。</p> <p>なお、見直しを行う際の高齢者やボランティアの活用については、可能かどうか個々の業務ごとに検討する。</p>

<p>(2) 委託可能業務については最も効率的運営が可能となるよう委託費の積算に留意する。</p> <p>なお、委託費の積算に当たっては、必要に応じ元気な高齢者等のボランティアの活用などを積極的に検討すること。</p>							
<p>5 地方機関のあり方の検討について</p> <p>市町村合併の進展及び市町村への権限移譲等を踏まえ、地方機関の組織・人員・設置数等そのあり方について検討し、早急に実施計画を策定されたい。</p>	<p>(人事課)</p> <p>地方機関の見直しについて、平成15年 9 月に各部次長を構成員とする内部検討委員会を設置し、平成15年度末には、新しい地方機関の機能、配置数、配置場所、所管区域等を内容とする検討委員会報告書が提出されたところであり、今後パブリックコメント等を経て実施計画をとりまとめる予定である。</p>						
<p>6 獣医師の確保対策について</p> <p>家畜衛生・食品衛生業務に欠くことができない県の獣医師の確保が困難となってきているので、抜本的な確保対策を講ずる必要がある。このため、獣医師の処遇改善について必要な見直しを検討されたい。</p> <p>また、家畜衛生研究所の獣医師は、「牛海面状脳症対策特別措置法」に基づき24ヶ月齢以上のすべての死亡牛について B S E 検査 (月平均70～80件) を実施しており、その取り扱いに当たっては、腐敗が進み、耐え難い悪臭を放つなどの状態が恒常的に発生することから、その困難性を考慮し、新たな特殊勤務手当の創設を検討されたい。</p>	<p>(人事課)</p> <p>獣医師の確保については、採用試験の実施時期について検討し、最も効果的な時期に実施するように検討するとともに、処遇改善についても見直しを検討する。</p> <p>家畜衛生研究所の B S E 検査にあたり、死亡牛から検体を採取する採材作業については、牛の腐敗臭による不快な業務であり、著しく特殊な業務と認められることから、新たに特殊勤務手当の支給対象業務とした。</p> <table border="0"> <tr> <td>対象業務</td> <td>B S E 検査に係る採材作業</td> </tr> <tr> <td>手 当 名</td> <td>家畜保健衛生業務従事手当</td> </tr> <tr> <td>手 当 額</td> <td>現行の月額 (14,800円) に、日額420円を加算</td> </tr> </table>	対象業務	B S E 検査に係る採材作業	手 当 名	家畜保健衛生業務従事手当	手 当 額	現行の月額 (14,800円) に、日額420円を加算
対象業務	B S E 検査に係る採材作業						
手 当 名	家畜保健衛生業務従事手当						
手 当 額	現行の月額 (14,800円) に、日額420円を加算						
<p>7 県立学校教育職員に対する謝金の見直しについて</p> <p>県立学校教育職員が入学試験問題の作成・採点及び公開・開放講座等に従事する場合に県から支給される謝金については、支給対象業務及び支給金額等の明確な基準が設けられていないので、明確な基準等を作成し、統一的な事務処理を図られたい。</p> <p>また、教育職員が勤務時間内に行うこれらの業務に県から謝金が支給されているものがあるが、これについては廃止を検討されたい。</p>	<p>(総務課)</p> <p>大学設置者として、将来的な廃止を含めた謝金の支給のあり方や明確な基準の作成について該当の大学と十分な協議を行いたい。</p> <p>(教育庁総務課、高校教育課、生涯学習課)</p> <p>公立高等学校の入学検定試験の実施については、「高等学校入学者選抜学力検査委員設置規則」に基づいて行われており、この規則では、非常勤の高等学校入学者選抜学力検査委員を委嘱して問題の作成と検討、採点と監督等に当てることとなっている。そのため、各学校の学力検査実施委員 (採点と監督等に従事) と問題作成・検討委員 (問題の作成と検討等に従事) には、報償として謝金が支払われていた。</p> <p>今後、この規則を改正するとともに、各学校の学力検査実施委員には謝金の支払いをやめることとしたい。しかし、問題の作成や検討は秘匿を要する業務で専ら時間外に行う作業であるため、県教育委員会が適任者を選ん</p>						

	<p>で委嘱する問題作成・検討委員に対しては、従事時間の差を考慮して引き続き謝金を支払うこととしたい。</p> <p>また、県立学校等において行う学校開放講座の内部講師に対する謝金の支給については、従事時間に応じた支給金額を定めることとしたい。</p> <p>なお、県立学校において実施する学校開放講座の内部講座については勤務時間内は謝金を支払わないこととし、平成16年3月17日付けで関係機関に通知したところである。</p>
<p>8 郵券購入等の適正化について</p> <p>平成14年度末において郵券の保有額が年間使用額以上の機関が84機関あり、購入額が年間使用額以上であった機関、年度末（第4四半期）に購入が集中していた機関も引き続き多数あった。</p> <p>郵券の購入に当たり、各機関においては、「用品調達事務に係る改善策」（平成10年3月26日付け財発第175号。総務部長、出納局長連名通知）の趣旨を踏まえ適切に購入し、多額な保有を行わないようにするとともに、関係部局にあっては指導を徹底されたい。</p> <p>また、利用されていない余剰切手については、一括して総務課で取りまとめの上、料金別納郵便で使用するなどの保有縮減対策を早急に講じられたい。</p>	<p>（総務課、財政課、出納局）</p> <p>先般、本庁及び地方機関に対し、郵券購入の適正化について通知したところであり、今後は適切な購入及び保有に努める。</p> <p>【通知文の概要】</p> <p>(1) 必要以上の現保有枚数の縮減</p> <p>料金別納制度を利用し、料金分を郵券で支払う。これによりがたい場合は、総務部総務課へ物品の管理換えを行い、総務課で処理するので協議すること。</p> <p>(2) 今後の購入等適正化に向けた改善策</p> <p>切手ではなく可能な限り料金後納制度を利用する。これによりがたい場合は、適切な購入に努め、多額な保有を行わないよう計画的な執行に努めること。</p> <p>また、「用品調達事務に係る改善策」（平成10年3月26日付け財発第175号総務部長、出納局長連名通知）の趣旨を踏まえ、会計事務研修や会計検査等で指導を徹底したい。</p>
<p>9 電算システム等の積算基準の設定及び発注の見直し等について</p> <p>(1) 電算システムの積算及び発注について</p> <p>電算システムの保守管理契約については、ソフトウェア又はハードウェアを納入した業者と随意契約を行っている実態があるが、コスト削減及び競争性確保の観点から、ソフトウェア、ハードウェアと一括し、競争入札による複数年契約を検討されたい。</p> <p>なお、保守管理契約に当たっては、通年保守方式と必要に応じて行う随時保守方式を十分比較検討した上で契約されたい。</p> <p>また、保守管理契約において同一業者と数年間継続して随意契約を行い、予定価格と極端に開きのある金額で契約している例が少なからずあった。</p>	<p>（情報政策課、財政課、出納局、総務課）</p> <p>(1) 現在、システムを開発して情報処理を行おうとする場合は、各機関からシステム開発（変更）計画書を提出させ、その評価を行っている。予定価格設定のための統一的な積算基準、積算マニュアルの作成については、各システム固有の要素が多く困難であるが、平成16年度より新規システムの開発・既存システムの再構築・運用方法の見直し等に情報政策課が積極的に関与していくこととしている。</p> <p>電算システムの開発、保守管理の調達に当たっては、コスト削減の観点から事前に情報政策課に協議する仕組みについて、「平成16年度予算執行方針」で徹底を図る。</p>

このことは、予定価格の積算が的確でないことも考えられるので、予定価格設定のための統一的な積算基準、積算マニュアルを作成するとともに、各機関が調達等を行う場合における事前協議、情報提供等の指導・チェックを一元的に行う体制を整備されたい。

(2) 複写機の利用契約について

複写機利用契約については、現在、機器一台ごとに複数年の継続使用を前提とした単年度契約が締結されている。

コスト削減及び競争性確保の観点から、機器一台ごとに契約するのではなく、メーカーを特定せず複数の機材を一括し、競争入札による複数年契約とされたい。

なお、現在特定メーカーと行っている県全体を対象とした基本単価契約については、競争性確保の観点から廃止されたい。

(2) 地方自治法の改正（予定）を受けて、平成16年10月1日から、競争入札による複数年契約を本庁分について実施する。

地方機関分の施行については、平成16年度中に関係機関との協議・調整を経て、順次実施していきたい。

基本単価契約については、平成16年度から廃止した。

10 駐車場使用料の徴収について

(1) 職員宿舎の敷地について、入居者が自家用車の駐車場として占有している実態があるが、貸付等県有財産管理上の手続はなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、民間の状況及び県の収入確保の観点から、財産管理上の手続を行った上で、使用料の徴収について検討されたい。

また、県営住宅についても同様な状況にあるので、他県の状況を参酌し、財産管理上の手続を行った上で、使用料の徴収について検討されたい。

(1)
(管財課)

職員宿舎駐車場の貸付及び貸付料の徴収については、今後その整備状況などの実態調査を基に諸条件を整備し、必要な関係機関と協議検討を進めたい。

(福祉課)

教職員宿舎駐車場の貸付については、今後、その整備状況などの実態調査をもとに、関係部局及び関係機関との調整を行った上で、駐車場の基準、教職員住宅管理規定の改正等の手続を速やかに進めたい。

(警察本部会計課)

職員宿舎駐車場の使用料の徴収については、今後、その使用状況及び整備状況などの実態調査をもとに、関係部局及び関係機関との調整を行ったうえで、駐車場の基準、使用料の算定基準、規程等の整備等の手続を進める。

(建築住宅課)

多くの他県でも有料化されていることから、島根県においても現況調査をした上で島根県営住宅管理条例に「駐車場の管理」を規定し、早期徴収開始に向け検討することとしている。

なお、使用料の徴収にあたり他部局との調整を図ることとしている。

(2) 県の合同庁舎、集合庁舎及び松江警察署庁舎等以外

(2)

にある地方機関に勤務する職員が通勤に使用している自家用車については、そのほとんどが地方機関の敷地に駐車されているが、使用許可の手続はなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、使用許可の手続を行った上で、使用料が徴収されている庁舎に勤務する職員との均衡及び収入確保の観点から、使用料の徴収について検討されたい。

(管財課)

駐車場使用料については過年度(平成13年度)より見直しを検討し、諸条件を整理した上で平成16年度から徴収金額を改正する運びとした。

指摘のあった地方機関について使用料を徴収する件については、今後、各地方機関毎の駐車場の実態などの必要な調査や今回整理を行った諸条件との整合性などについて整理を行った上で徴収について検討したい。

(高校教育課)

県立学校においては、その多くが交通不便地に存在していること、及び業務の特殊性から自家用自動車の公務使用が認められており、通勤に使用されている自家用車の多くが公務に使用されている実態がある。

加えて、その業務も、他部局に比べ緊急性や特殊性が高く、自家用車を公務使用することにより適切な業務の遂行が可能となっている。

また、教職員の自家用車駐車スペースが駐車場として整備されていない学校が多く、公用車も整備されていない状況であり、仮に徴収するとすれば所要の条件整備を行う必要がある。

本件については、地方自治法第238条の2の趣旨を踏まえ、知事部局における単独事業所の取扱いを参酌して検討することが適当な事案であり、知事部局の動向を見据えた上で上記2点の課題を踏まえた検討を行っていきたい。

(警察本部会計課)

庁舎駐車場の使用料については、現在、平成庁舎及び松江警察署において使用料を徴収している。それ以外の警察庁舎についても職員の駐車実態等の調査を行い、関係部局及び関係機関と調整を行うなど、使用料の徴収について検討する。

11 県産材の需要拡大と間伐材の利用促進について

林業・木材産業の振興のためには、県産材の需要拡大が必要であり、これまでも様々な施策がとられてきたところであるが、県産材の利用は伸び悩んでいる状況にある。

また、森林の保全に不可欠な間伐を促進するためには、間伐材の利用促進が必要であるが、平成14年度の利用率は16パーセントと低迷している。

そこで、木材乾燥施設の整備及び加工業者の育成等により、間伐材を含めた県産材の付加価値を高めるとともに、関係部局が連携して公共施設、個人住宅、土木工事

(林業課、しまねブランド推進室、建築住宅課)

1 島根県木質資源活用維新計画及び島根県間伐推進基本方針の策定

平成15年度末までに木質資源活用維新計画及び新たな間伐推進基本方針を策定し、公共部門や民間住宅における県産材の積極的活用、木質バイオマスの利用促進、木質資源活用に関する教育・PRの強化などにより、企業・団体、県民、行政の連携を図りながら県産材の需要拡大を推進する。

また、策定した計画の着実な推進を図るため設置する木質資源活用維新計画推進委員会に間伐材利用促進部会

<p>等における需要拡大に向けた施策を強化されたい。</p>	<p>を設け、県産材の中でも間伐材の一層の利用拡大を官民一体となって取り組む。</p> <p>2 「しまねの木」認証システムの構築 平成15年度内に県産材の産地及び品質等を表示・認証するシステムを構築し最終消費者が県産材を明確に認識できるようにする。</p> <p>3 県産材使用木材住宅の常設展示場開設 平成15年度に国庫補助事業により消費者が直接見てふれることのできる県産材使用木材住宅の常設展示場を設置した。</p> <p>4 県産材の高付加価値化の取り組み 従来から行っている国庫補助及び県単独事業による木材乾燥施設の設備や木材の新たな用途・加工技術の開発を支援する取り組みを強力に推進する。</p>
<p>12 建設事業に係る特定財源の早期確保について 県収入の早期確保の対策とし、次の事項について対応されたい。</p> <p>(1) 建設事業に対する市町村の負担率は、現在 9 月議会で議決されるため、市町村負担金の収入が11月以降となっている実態がある。 県の支出時期に対応した収入の早期確保を図る上から、負担率の決定が 6 月議会の議決となるよう検討されたい。</p> <p>(2) 公共事業に係る国庫補助金等について、県の支出時期に対応した請求を国等に対し速やかに行い、収入の早期確保を図られたい。</p>	<p>(1) (農林水産総務課) 建設事業に対する市町村の負担については、これまで「県営土地改良事業等に係る地元負担金の収納についての取扱方針」を定め、早期収入に努めてきているところであり、農業農村整備事業においては、市町村負担金と同様に受益者分担金も徴収している。 市町村負担率の 6 月議会での議決については、関係機関との調整が必要であり、今後検討する。 (土木総務課) 建設事業に対する市町村の負担金については、「県が行う建設事業（土木関係）に対する市町村負担金取扱要領」を定め、早期収入に努めてきているところであるが、市町村負担率の 6 月議会での議決については、関係機関との調整が必要であり、今後検討する。</p> <p>(2) (農林水産総務課) 国庫補助金等の収入については、事業進捗に併せて四半期毎に国に対して請求を行い、適切な収入に努めてきているが、今後一層事業進捗状況の把握の精度を高めて、県の支払時期に対応した適切な請求を行い、収入の早期確保に努める。 (土木総務課) 平成15年度に、国等に対する請求方法を、財務オンラ</p>

	<p>インを活用して、毎月、事業の出来高に応じた概算払い請求をする方式に見直しを行い、収入の早期確保を図ることにした。</p>
<p>13 「島根県教育振興ビジョン」の地方分権化への対応について</p> <p>島根県総合教育審議会の「本県教育の在り方について」(中間まとめ)によると、地方分権推進に対応した教育委員会業務の方向性が示されていない。</p> <p>地方分権時代における島根県教育振興ビジョンの策定に当たっては、市町村教育委員会の役割拡大とそれに伴う県教育委員会との関係についてあり方を示されたい。</p>	<p>(教育庁総務課)</p> <p>特色ある教育がより推進されるよう、県教育委員会と市町村教育委員会、市町村教育委員会と学校との相互の権限委譲を含めて研究し、円滑な教育活動が行われるよう努めたい。</p> <p>各市町村や各学校での特色ある教育活動に対する支援を行うに当たっては、学校に地域担当教員を置くことや地域教育コーディネーターの活用を促していきたい。</p>
<p>14 学校授業料未納対策の適正化について</p> <p>未納額が増加傾向にあるので、徴収マニュアルを作成し、的確な徴収に努められたい。</p> <p>また、半額免除及び徴収猶予の基準を明確にされたい。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>今後一層、学校現場と緊密に連携を図りながら、未納額の解消に向けて取り組んでいきたい。</p> <p>徴収マニュアルの作成については、「登校停止」「除籍」等運用に当たって教育上慎重な配慮を要する事項があり、今後の未納状況の推移をみた上でその要否を検討したい。</p> <p>また、授業料の減免等については、現在定時(全期分、下期分の年2回)及び緊急(突発事由発生時)に全額免除措置のみ行っており、制度の安定的運用の見地から、「半額免除」及び「徴収猶予」は、中期的な課題としてその基準制定に向けて検討を行いたい。</p>
<p>15 養護学校における作業学習の見直しについて</p> <p>養護学校中等部及び高等部においては、作業学習の内容が、園芸、陶芸、木工等に固定化されている現状がある。</p> <p>卒業後における社会への適応力を高めるような作業学習の導入を検討されたい。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>作業学習の内容を各知的障害養護学校が選定する場合、学校の施設設備や指導者に基づかなければならないことは勿論であるが、知的障害者の特性についても考慮しなければならない。</p> <p>学習指導要領解説によると、知的障害の学習上の特性として「学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくい」こと、「抽象的な内容より、実際の・具体的な内容の指導がより効果的である」こと等があげられている。</p> <p>このことを踏まえ、作業内容としては、「障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含み」、「地域性に立脚し、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種」で、「生産から消費への流れが理解されやすい」もの(学習指導要領解説)を各学校で選定することとなる。</p> <p>また、知的障害の作業学習は、作業学習で学習した内</p>

	<p>容が、即「就労」につながるということは少なく、いわば「作業学習」をとおして、長時間の作業に耐えられる気力・体力や生産から消費にいたる知識、技能等の「働く力や生活する力」を総合的に学習するものである。</p> <p>以上のことから、作業学習の内容がある程度「固定化」されることはやむを得ないことと考える。</p> <p>現在、知的障害養護学校で実施している作業学習は、農耕、園芸、食品加工、陶芸、織物、木工、調理等であるが、各学校においては、より多い作業種を保障するため、専門高校の施設設備を利用した作業学習や地域の人材や資源を活用した作業学習も実施している。</p> <p>また、より「就労」に直結した学習として、「現場学習」を実施している。これは、作業学習の一環として、企業や個人の事業所、作業所・授産施設等で、実際の勤務形態にあわせ、一定期間実施するものである。</p> <p>近年の障害の重度・重複化、多様化が進行しており、複雑化する生徒の社会的自立に対応するため、作業種のあり方を含めて作業学習が充実するよう、一層努めたい。</p>
<p>16 県立学校における学校徴収金処理の適正化について</p> <p>本来、公費で措置すべきものが学校徴収金により賄われている実態が未だに見受けられるので、これら現状の是正を図られたい。</p> <p>特に、県で雇用している警備業務嘱託員以外に P T A で独自に警備員を雇用している実態があるが、県有財産の管理上適切ではないので、是正を図られたい。</p> <p>また、学校徴収金について、各学校で統一的なチェック体制と事務処理が行われるよう、管理についてのマニュアルを作成する必要がある旨平成13年度の意見で述べているが、未だに作成されていないので、早急に作成されたい。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>本来、公費で支出すべきものとして予算措置されているにもかかわらず学校徴収金によっているような事例があれば、今後とも個別に指導していきたい。</p> <p>なお、P T A で警備員を雇用し、学校警備に従事させている学校については、是正するよう指導したところである。</p> <p>また、学校徴収金の管理に関するマニュアルについては、平成16年度において試行し、その結果を踏まえて平成17年度から本格運用を行うこととしているところである。</p>
<p>17 浜田教育センターの充実について</p> <p>教員の研修については、平成14年 2 月に新たに作成された「島根県教職員研修計画」において、松江教育センターが中核機関と位置づけられた。これにより、浜田教育センターの役割、位置づけなどが変化することとなったので、同センターの一層の有効活用について早急に検討されたい。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>各教育事務所の研修支援機能が十分でない中であって、県西部に研修拠点のあることの意義は大きい。また、県西部から研修のために松江教育センターへ出張する場合に比べ、浜田教育センターで研修を行うことは、経費の節減に役立っている。</p> <p>平成14年 2 月の教職員研修計画の見直しによっても、浜田教育センターの役割や位置づけは変わらず、重要な研修機関として引き続き活用していきたい。</p>
<p>18 県立高校における中退者の防止について</p> <p>一部の県立高校において、中途退学率の著しく高い学校があるので、その原因を分析の上、防止対策の強化を</p>	<p>(高校教育課、義務教育課)</p> <p>平成14年度の公立高等学校の中途退学者は263名で、全国の中退率が2.2%であるのに対し、本県は1.28%で</p>

図られたい。

あり、過去3年間では最も低い中退率となっている。中退事由としては「進路変更」、次いで「学校生活・学業不適應」である。

学校別の中退率は年度によって若干の変動はあるが、小規模校や専門高校に高いという傾向が見られる。

こうした状況を踏まえ、平成15年度から、各高等学校に対し、「退学者等状況報告書」の提出を求めて実態の把握に努めている。今後、詳細な実態把握をもとにそれぞれの学校への指導に努めていきたい。

II 企業会計

1 病院事業の運営について

(1) 中央病院

国の総医療費抑制策が続く中、平成15年度からは企業債償還に係る一般会計繰り出し基準が2/3から1/2となり、県立病院はこれまで以上に、自らの責任に基づく自立的運営を求められることとなる。加えて、退職者の増加等による経費の増大も見込まれ、経営環境は更に厳しくなり、益々の経営健全化努力が必要になってくる。従って、次の点を踏まえた対策を講ずる必要がある。

今後の病院経営に当たっては、具体的な数値目標を定めた「中期経営計画」を策定し、計画的な運営を行っていく必要がある。

また、計画策定に当たって外部専門家の意見を積極的に取り入れるとともに、院長のリーダーシップの元、全職員が一丸となって、計画の推進に努めること。

今後の収益対策として、統合情報システムを活用し、診療科別にコスト計算に基づく経営の分析を行い、診療科全体を通じた診療業務の合理化を行うこと。

(中央病院)

「中期経営計画」については、平成15年12月に平成18年度までの4年間を計画期間とする「島根県立中央病院第1次経営健全化推進プラン」を定めた。

この中で、安定的な運営資金の確保を図るため、外部要因を排除した内部努力項目のみによる収支改善目標額を定めたところであり、全職員が経営健全化に主体的に取り組んで行くことができるよう、平成15年12月には経営目標及び経営状況に関する職員説明会を行った。今後もこうした全職員の経営参画のための機会を継続的に設けたい。

また、平成15年9月には、経営改善で大きな実績をあげた自治体病院長を招聘しアドバイスを受けたが、今後とも、外部専門家の意見を聞く機会を設けるよう努めたい。

診療科別経営分析は、その計算手法等になお検討課題があるものの、診療科の時系列分析に活用しているところである。今後、県立病院が担うべき役割・機能を議論しながら根本的な経営改善を目指す第2次経営健全化計画を策定することとしており、この議論の中で診療科別の経営分析の結果を反映させたい。

費用削減対策としては、委託契約や材料購入契約において、複数年契約の拡大を図るとともに、市場動向の調査や特命随意契約の再検討等により、可能な限り競争入札を実施するなど、更に競争原理の導入を図られたい。

これまで、検体検査の外部委託や薬剤の院外処方が推進されているにもかかわらず、臨床検査技師や薬剤師等の定員数の削減がなされていない。適正な人員配置を検討し、計画的な定員削減を行うこと。

また、本県においては、新行政システム推進計画の中で、組織のスリム化を目指し、外部委託や事務事業見直しにより定員削減を行うこととしている。病院内においても、調理業務の外部委託など、業務の効率化・事務事業見直しが考えられるものは、定員削減計画を策定し積極的に取り組むこと。

各種契約は、平成15年度契約から用度関係の一部の主要な契約について設計価格を精査し、指名競争入札を実施している。

また、同じく平成15年度契約から債務負担行為により診療材料等消費管理業務、設備運転管理業務及び白衣等賃貸借に係る契約で複数年契約（3～5年）を行い経費節減に努めた。さらに、医薬品は、年2回の指名競争入札実施による契約のほか、市場価格を調査し、契約業者に対して値引き交渉を行い経費節減に努めている。

今後も、引き続き競争原理の導入に努めたい。

経営の健全化が喫緊の課題である本院にとって、増収対策とコスト削減を強力に進める必要性を認識しておりコストである職員定数のあり方についても、不断の見直しをする必要がある。

来年度に向けては、検査業務のうち採血部門については臨時看護師に業務を行わせることがより効率的であることから、臨床検査技師3名の削減を計画している。

また、薬剤・診療材料が主要な要素となる物流業務の見直しを行うこととしており、その中でコスト削減の観点から、関連する医療技術員1名、行政職員1名の削減を計画している。

技能労務職員の見直しについては、一般会計部門に準じてその業務のあり方を検討しており、施設の維持管理部門や調理部門を中心とする見直し案については平成16年度に提示する予定である。

なお、適切な医療を提供する体制の確保を図りながら、業務執行体制の見直しを進め、これに伴う職員体制については、常に適正な配置となるよう検討を行うこととしている。

(2) 湖陵病院

国の総医療費抑制策が続く中、経営環境は更に厳しくなってくることが予想され、また、退職者の増加も見込まれる。一方、平成19年度にはPFI方式を導入した新病院が開院することとなっており、今後、次の点を踏まえた対策を講ずる必要がある。

新病院「県立こころの医療センター（仮称）」建設・経営計画の具体的な実施にあたっては、医療の充実はもとより、経営健全化に向けての具体的な数値目標を織り込んだ「中・長期経営計画」を早急に

(湖陵病院)

経営健全化推進会議が平成15年度から動き出しており、この中で、中期計画の策定及びアクションプランの作成に努めている。

また、PFI方式導入の範囲については、関係機関

策定し、院長のリーダーシップの元、職員が一丸となって計画の推進に努めること。

また、経営的な面からもPFI方式の導入に当たっては、調理業務等を含めその効果が十分発揮出来るよう努めること。

新病院は、病床数が現在の309床から242床と減少することから、職種ごとの職員数のあり方について十分検討し、新病院開院に向けて職員数を計画的に削減すること。

患者の平均在院日数が306日と平成11年度から連続して延びているので、長期在院患者の早期退院対策については、リハビリテーション部門とデイケア部門の一体的連携により社会復帰援助や地域での生活支援援助を緻密に行う総合的なリハビリテーション活動を積極的に行い、地域の福祉関係機関との連携をとりながら、社会復帰の促進を図ること。

職員が病院敷地に駐車する自家用車については、使用許可の手続がなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、使用許可の手続を行った上で、使用料が徴収されている庁舎に勤務する職員との均衡及び収入確保の観点から、使用料の徴収について検討されたい。

(3) 病院全事業

健康福祉部においては部長を議長とし、平成15年7月9日に、「県立病院経営健全化推進会議」が設置された。同会議は今後、県立病院として、県民に対する高度で良質な医療サービスの提供と地域医療への支援等の役割を担いながら、地方公営企業としての自立した運営体制を確立していくための基本計画を策定することとしている。

現在の逼迫した本県の財政状況からして、早急に、具体的目標設定をした、実効性のある計画を策定し、総力を挙げて県立病院の恒常的な経営健全化を推進されたい。

との調整がつくもので、最大限の成果が上がるよう進めているところである。

「病棟再編検討委員会」を組織し、計画的な新病院移行に向けた計画を策定しているところであり、これに基づき病棟の看護師の適正配置についても検討する。

平成14年度より「社会復帰総合パイロット事業」を実施し、日々努力しているところであるが、平成14年度は予定していた人員の確保が出来ず際だった成果が現れなかった。

平成15年度においては一定の成果が上がりつつあり、また、新病院に向けて、「病棟再編検討委員会」を組織し、長期入院患者を適切に退院に導く具体的な計画も策定しているところでもあるので、平均在院日数の短縮が見込まれるところである。

一般会計部局では、総務部管財課で現況調査を行い見直しを検討するとのことであり、湖陵病院でも一般会計との均衡に配慮しながら検討を行っていく。

(医療対策課)

県立病院経営健全化推進会議では、当面の運転資金(内部留保資金)の枯渇を回避し、安定的な医療提供体制の確保を図るための「島根県立病院第1次経営健全化計画」を平成15年8月に策定した。

この計画では、平成18年度末で必要な内部留保資金残高を設定し、その確保のため具体的な方策を列挙している。各病院では、この計画に基づきアクションプランを策定した。

また、一般会計もきわめて厳しい財政状況の中で、今後とも県立病院が良質な医療を安定して県民に提供していくためには、様々な角度からの見直しを行い、将来にわたった経営基盤の強化の確立が必要と考えている。

県立病院は、厳しい経営環境の中、経営の健全化や新病院建設などそれぞれの課題を抱えている。こうした状況の中で、全病院職員がそれぞれ現状と課題を認識し、経営感覚とコスト意識を持って業務が遂行できるよう、職員の意識改革を図ること。

本県は現在、行財政改革の中で、諸手当の見直しに取り組んでいる。病院においても、医師手当、病院業務従事手当等の特殊勤務手当に関し、その必要性、支給額等について検討されたい。

職員宿舍の敷地について、入居者が自家用車の駐車場として占有している実態があるが、貸付等県有財産管理上の手続がなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、民間の状況及び収入確保の観点から、財産管理上の手続を行った上で、使用料の徴収について検討されたい。

2 電気事業の運営について

電気事業は、電気料金の低廉化を目的に電気事業法が改正され、電力自由化が進められるなど、今後の経営環境は益々厳しさを増すものと思われるため、次の点に留意し経営を行う必要がある。

平成14年度の電力会社との料金交渉は企業局にとって厳しいものとなり、平成15年度、16年度の卸電気事業の売電単価は、1 kWh当り従来の10.05円から9.50円へと単価が引き下げられた。

県営発電所の卸電気事業及び卸供給事業は、平成 7

このため、第 1 次計画の実施と平行して、単年度資金収支の均衡を目的とした「第 2 次経営健全化計画」の策定に速やかに着手する。

島根県立病院第 1 次経営健全化計画でも、経営基盤強化の項目として、職員の経営参画意識の醸成を取り上げている。

中央病院では、経営状況や第 1 次経営健全化計画説明のための職員説明会を開催し、湖陵病院では病院建設の現況について広報誌に掲載するなど、職員への情報公開・周知を行っている。

また、知事と病院職員の意見交換会や、経営改善に成功した公立病院の院長を講師に経営改善講演会を開催するなど、職員の意識改革が図れるものを実施している。

今後も、診療科別・部門別の目標設定のためのヒアリングを実施するなど、職員一人ひとりが経営の健全化に対して正しい認識を持ち、経営の健全化に主体的に取り組んでいくことができるよう努める。

医師手当、看護業務従事手当、病院業務従事手当の 3 手当については、その必要性、支給額等について人事課と併に見直しを進めている。

一般会計との均衡にも配慮しながら検討を行っている。

(企業局)

現在、公営電気事業経営者会議では「長期的なあり方に関する検討プロジェクトチーム」で今後の経営のあり方等について協議を続けている。

本プロジェクトチームからの答申や社会情勢を見極めた上で、平成16年度早々に本県独自の経営計画の

年の電気事業法改正にともない、平成22年度までは電力受給基本契約を締結し供給先を確保しているが、その後は不透明であり電力会社の電気料引下げ圧力が益々強まり、電力料収益は減少することが確実な状況にある。

今後とも安定した電気事業の経営を行うためには、そのような状況等を見据えた中・長期的経営計画を策定して事業を行っていく必要があり、また、事業の実施に当たっては、事務事業の改善、効率化を図りつつ費用を削減するとともに職員のコスト意識の醸成を図ること。

わが国の電気料金は国際的にみて割高といわれており、そのため電気料金の引き下げを図るため進められている「電力自由化」は、今後完全自由化に向けた動きを強めていくことが予想される。

平成15年度から次期売電価格（平成17年、18年）の交渉が開始されるが、必要経費を売電価格へ反映させ、適正な利益の確保を目指し積極的に働きかけられたい。

平成15年10月から稼働予定の隠岐大峯山風力発電所について、売電単価は15年間11.50円（kWh当り）と定額であり、気象条件の影響は受けるものの収益は、ほぼ横ばいで推移すると思われるので、維持管理費の節減を図ることが利益確保の観点から特に重要であり、最小限の経費で経営され、当初計画見込みの利益の確保を図ること。

作成に取り掛かる必要があると考えており、今後も費用の削減に努めるとともにコスト低減に努めたい。

水力発電は、出力調整機能など他の電源にはない特徴を備えている。このような水力独自の優位性も主張し、次回料金交渉では適正な利益の確保に向け、必要なものは必要との立場に立ち積極的な交渉を展開したい。

風力発電は、収益について風況により多少の変動が予想されるが、定期的な巡視点検等により事故発生を極力防止し発電量の確保に努めるとともに、支出を極力抑えて利益確保に全力を尽くしたい。

3 工業用水道事業の運営について

工業用水道を巡る環境は、産業構造の変化、企業の水使用に対する姿勢の変化、企業立地の伸び悩みなど厳しいものがあるが、次の点に留意し事業を行っていく必要がある。

稼働中の施設については、売水率の向上と一層の経営の合理化が図れるよう引き続き努力する必要があるが、既存企業からの新たな需要を掘り起こすなど、民間団体等の協力も得て需要増に向けたあらゆる努力を傾注すること。特に江の川工業用水道事業は、給水先が平成8年に契約した1企業のみであり、その後新規契約がない状態が続き、売水率に若干の向上は見られるものの依然として10%に満たない状態である。このため、知事部局と一体となって新たな水需要につながる企業の立地戦略を検討すること。

（企業局）

飯梨川工業用水道については、給水先企業の廃業、節水等により契約水量の減少が続いているが、経費の抑制などにより平成6年以降料金を据え置いており、今後、工業用水道の需要拡大のため、地元商工会議所等の協力を得て、管路周辺の工場等を対象に、工業用水受水の可能性調査を行いたいと考えている。

また、江の川工業用水道の供給先である江津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致については、引き続き知事部局及び地元自治体と一体になって取り組んでいきたい。

また、公営企業体として需要増に向けての努力や、具体的取組みの概要を説明するなどして、県民の理解を得るよう努めること。

神戸川工業用水道事業は、志津見ダムの供用開始が平成23年度の予定であり、いよいよ事業計画の検討が必要になってくるが、的確な需要予測に基づいて、公営企業として誤りのない適切な事業計画を策定し事業を実施すること。

なお、工業用水道の需要増に向けた具体的な取り組みの概要については、企業局ホームページに掲載し、県民に説明したいと考えている。

神戸川工業用水の給水先は、現在、出雲市の西部地区及び古志地区の既存企業と出雲インターチェンジ周辺地区の新規工業団地進出企業を対象として検討中である。

平成18年度以降実施予定の専用施設（取水・送水・配水等）の設計や整備については、今後の社会経済状況、新規工業団地の進捗状況、企業の動向や誘致交渉の状況を見ながら、各給水先の的確な需要予測に基づき行いたいと考えている。

なお、公営企業として独立採算を前提に、収支バランスを考えた事業の推進を図るため、整備時期は需要がある程度明らかになってからとし、施設規模は需要に見合ったもので段階的に進めることも検討を行いたい。

4 水道事業の運営について

水道事業を巡る状況は、県東部に水需給の逼迫した地域がみられるが、一般的には、節水型社会への移行、景気低迷等により、今後水需要の大幅な伸びは期待できない状況にある。このようなことを踏まえ、次の点に留意し事業を行う必要がある。

飯梨川水道事業は、順調な経営が続いているが、引き続き経営の合理化に努力するとともに、施設の改良・更新計画も見据えて今後の経営を行うこと。

江の川水道事業は、売水率の向上という大きな課題を抱えているが、ここ数年改善されていない。また、売水率が低いいため、水道料金の単価が割高になるといふ悪循環に陥っている。

単価抑制策については、一般会計からの補助金の交付に加え、企業局としても低利率の企業債への借換えによる単価引き下げの努力が行われているところである。

引き続き、関係市町とともに売水率向上対策の検討を行うことは当然のことであるが、徹底した経費節減

(企業局)

飯梨川水道については、平成15年 4 月に料金改定（算定期間平成15年度～17年度）を行い、経費の節減などにより料金の引き下げ（布部系26%減、山佐系8%減）が実現できたところであるが、今後も引き続き経費の節減に努めていきたい。

また、操業年数の経過により、今後、施設修繕、改良の増加が見込まれるが、計画的な修繕、改良により施設の維持に取り組んでいきたい。

江の川水道については、平成15年度新たに料金平準化措置制度（電気事業会計借入金を財源に料金を引き下げ、資本費が減少する時期に返済する。）を設け、措置の適用を受けた江津市の料金を引き下げた。

次期算定期間（平成16年度～18年度）の料金については、受水市町と協議を行い、合意を得たところである。今期に比べ費用は減少するものの、申込み使用水量が減少（約3%）したため、従来の方法での費用積上げでは単価は上昇すると見込まれ、受水市町からの要望もあったことから、さらなる経費削減手段を検討

等単価低減につながる最大限の経営努力を行う必要がある。また、公営企業体として需要増に向けての努力や、具体的取組みの概要を説明するなどして、県民の理解を得るよう努めること。

事業実施中の斐伊川水道事業は、多額の投資を要する大型事業である。

このため、関係市町村の水需要に対応した適切な事業実施を図ること。

し、今期料金と同程度とすることができたところである。

また、今後、受水市町の人口減少が続き、使用水量の減少が懸念されることから、料金の抑制に向けて経営努力を行っていききたい。

斐伊川水道の水道水の需要予測は、平成10年度に「島根県東部地域水需要調査」を実施しており、また、平成14年度にも関係市町村を対象とした長期水需要調査を実施し、水需要の適正な把握に努めているところである。

事業実施に当たっては、尾原ダムの進捗状況や水需要に応じた施設の整備を行っていききたい。

5 宅地造成事業の運営について

工業団地の売却が進まない現状では、今後とも企業債の償還は一般会計借入金で返済することとなり、一般会計借入金が益々増大することとなるため、次の取り組みが必要である。

景気が低迷するなかで当年度は、初めて旭 拠点工業団地で売却が行なわれ、知事部局や地元自治体と一体となった分譲促進活動が実を結んだものと思われるので、今後とも企業局においても県の組織や経済団体等と連携を深めながら積極的に分譲促進に向け努力すること。

(企業局)

平成14年度まで経営課職員2名を商工労働部企業振興課に併任発令の上で配置し、同課の業務に従事させることで商工労働部と共同して企業誘致活動を行ってきたが、それに加え、平成15年度は更に経営課職員2名を商工労働部企業立地課に併任発令し、進出希望の企業への訪問など実務面でもこれまで以上に商工労働部と共同して企業誘致活動に当たる体制としたところであり、今後とも、知事部局及び地元自治体と一体となった分譲促進活動に取り組んでいきたい。

また、これまで地元商工会議所等と団地分譲について協議したことはないが、今後は、地元自治体を交えて地元商工会議所等と協議し、連携できる事項について確認をしたいと考えている。

6 企業局全事業の運営について

(1) 企業局が行っている電気事業、工業用水道事業、水道事業及び宅地造成事業の各会計の連結財務諸表の作成及び事業別(施設別又は団地別)のコスト計算書は作成されたが、これらを県民に対する説明責任や経営改善に資するよう有効活用されたい。

(2) 知事部局における新行政システムの推進にともない、企業局においてもこの趣旨を踏まえ職員数の削減や人件費等の抑制について引き続き努力されたい。

(3) 本県は現在、行財政改革の中で、諸手当の見直しに取り組んでいる。企業局においても、諸手当の見直し

(企業局)

(1) ホームページを利用した平成14年度決算の公表にあたって、新たに連結財務諸表、コスト計算書、地方公営企業会計用語集など内容の充実を図ったところであり、今後とも、経営に対する県民の理解が得られるように努めたい。

(2) 職員数の削減については、平成15年度において、本局1名、斐伊川水道建設事務所1名の削減を行ったところであり、今後とも、新行政システムの趣旨を踏まえた上で、企業局独自の取り組みとしての経営の効率化・健全化に努めたい。

(3) 諸手当については、平成15年度において調整手当、住居手当及び通勤手当の見直しを行ったところである。

を検討されたい。特に特殊勤務手当として業務手当(日額)が企業局全職員に支給されているが、この手当の支給が企業局業務に起因する特殊性があるのか、支給額も含め再検討されたい。

- (4) 県職員宿舍の敷地について、入居者が自家用車の駐車場として占有している実態があるが、貸付等県有財産管理上の手続がなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、民間の状況及び収入確保の観点から、財産管理上の手続を行った上で、使用料の徴収について検討されたい。

- (5) 県の合同庁舎以外にある企業局の機関に勤務する職員の自家用車については、当該機関の敷地に駐車されているが、使用許可の手続がなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、使用許可の手続を行った上で、使用料が徴収されている庁舎に勤務する職員との均衡及び収入確保の観点から、使用料の徴収について検討されたい。

また、特殊勤務手当については、勤務の特殊性を検証した上で、引き続き見直しについて企業局労働組合と協議を行っているところである。

- (4) 職員宿舍内の駐車場については、今後、知事部局との均衡を図る上で総務部管財課等と協議しながら、その整備状況等を踏まえた上で、島根県企業局職員宿舍管理規程の改正等について検討したい。

- (5) 県の合同庁舎以外にある企業局の機関に勤務する職員の駐車場については、今後、知事部局との均衡を図る上で総務部管財課等と協議しながら、その実態などの必要な調査を行った上で、使用許可の手続き等について検討したい。

平成12・13年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

平成12年度会計

添付意見	処理方針・措置状況 (15年度報告分)
<p>1 適正な会計事務の推進について</p> <p>(1) 警備業務の委託費の積算基準について (当初は「委託費の積算基準について」)</p> <p>施設の維持管理に係る業務委託について、清掃業務委託の積算基準は管財課によって作成されているが、その他委託については積算基準が明確に定められていない。積算基準の明確化・統一化を行うことにより、適正な予定価格の設定、経費の節減、事務の簡素化・統一化などが図られるので、施設・設備の維持管理に係る業務委託について積算基準の作成を検討されたい。</p>	<p>(管財課)</p> <p>施設警備には、常駐警備と機械警備とがあるが、当該業務の委託費の積算基準は、国が示していないことから業者見積りに頼らざるを得ないのが現状である。</p> <p>また、機械警備は各社独自の警備システムを所有しており、共通する積算基準は困難と考えるが、今後、多方面からの事例収集を行ったなかで、積算基準の可否について検討したい。</p>
<p>(2) 随意契約について</p> <p>随意契約において、特に、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に規定される「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を適用する場合は、競争入札を行う余地の有無について再度点検を行うなど、厳格な適用に努められたい。</p>	<p>(出納局)</p> <p>随意契約の方法により契約を締結することができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に限定列挙されている。</p> <p>随意契約は、任意に特定の相手方を選択して契約を締結するものであり、慎重な運用が必要である。</p> <p>随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その理由及び根拠を明確にするよう会計事務職員研修や会計検査等で指導している。</p> <p>契約が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するか否かは、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質目的等から判断すべきものである。</p> <p>同号の規定の適用にあたっては、競争入札を行う余地の有無について再度検討するなど、厳格な適用に努めるよう会計事務職員研修や会計検査等で指導を徹底したい。</p> <p>また、支出負担行為担当者は、島根県会計規則第8条第2項の規定により出納長が別に定めるものについては、事前に出納機関に協議しなければならないこととされているが、審査機能を強化するため「島根県会計規則の運用について (通知) (昭和53年12月1日会発第86号)」を一部改正し、新たに次に掲げるものについても事前協議の対象とする予定である。</p> <p>(1) 標準書式によらない契約書をもって1件3百万円以上の契約を締結するもの</p> <p>(2) 1件3百万円以上5千万円未満で随意契約により委託契約を締結するもの</p> <p>(医療対策課)</p> <p>契約は特殊な医療機器や設備の保守管理、情報システム</p>

	<p>ム開発を伴う委託業務など、他業者での対応が困難な業務を、随意契約の方法で行っている。</p> <p>今後とも、随意契約の方法による場合は、経済性、契約手続きの透明性の観点からの点検を厳格に行い、一般競争入札、指名競争入札など、競争原理の導入に努めたい。</p> <p>なお、平成15年度契約から用度関係の一部の主要な契約について、費用節減の観点から、設計価格を精査し、指名競争入札を実施したところである。</p> <p>(企業局)</p> <p>契約については、島根県公営企業契約規程で準用する島根県会計規則第66条の規定を厳格に適用した上で、競争入札によることを基本としているが、同規則第66条の限度額を超える契約において随意契約とする場合は、法令等の適用を厳格に判断し、より一層の適正な執行に努めたい。</p>
<p>2 農林関係活性化プラン達成のための実効策について</p> <p>「新農業・農村活性化プラン」及び「新しまね森林・林業活性化プラン」を策定し、活性化に努力されているところですが、農業粗生産額は過去10年間で25.7%減少している。</p> <p>これらの厳しい状況や社会経済情勢の変化にも即応できるよう、農林水産部の組織体制、職員の配置について、部として不断の見直しを行い、実行に移されたい。</p> <p>活性化プランのなかで、生産から加工、販売まで一体となった体制づくりが取り組まれているところである。農林業を活力ある産業として育てていくためには、「地産地消」をはじめとする県内外への販路拡大が重要であり、庁内各部や市町村等の関係機関との連携を深めて需要拡大を図り、活性化プランの実現に努められたい。</p> <p>農林関係活性化プランの効果を数値で評価するために、市町村及び農林振興センターの情報収集・分析能力を高める方策を検討されたい。</p>	<p>(農林水産総務課) (生産振興課) (林業課)</p> <p>「新農業・農村活性化プラン」については、平成14年度に行ったプラン前期における推進方法の再構築に基づき、平成15年度において以下の取り組みを行った。</p> <p>農業振興の方向性の絞り込みと施策推進の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度において5つに絞り込んだ農業振興の方向性に沿って「島根県における水田農業のあり方に関する方向性」を取りまとめた。 市町村等の取り組み課題の重点化と支援の拡充 地域(市町村・広域)における農産物を核とした地域産業育成への重点的な取り組みを支援する「地域アグリビジネス支援事業」を創設し、地域特性を生かしたアグリビジネスの育成を図った。 <p>進行管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ITを活用した「新農業・農村活性化プラン進行管理システム」を構築し、進行管理の徹底と情報公開を実施した。 <p>また、県の総合計画の策定や新たな米政策を踏まえて、「新農業・農村活性化プラン」の見直し準備に着手した。</p> <p>「新しまね森林・林業活性化プラン」については、その実効性を高めるため、平成15年度において以下の取り組みを行った。</p> <p>森林整備手法の合理化と重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林整備において、丸太組工法の採用による間伐

作業路の低コスト化や列状間伐による作業の効率化を図るとともに、区域の絞り込みにより間伐を推進した。

- ・ 複層林整備について森林整備協定に基づく箇所を優先的に実施した。

県産材の需要拡大を図るための島根県木質資源活用維新計画の策定

- ・ 企業・団体、県民、行政が連携し、公共部門や民間住宅における県産材の積極的活用、木質バイオマスの利用促進、木質資源活用に関する教育の強化などにより県産材需要拡大を推進する計画を平成15年度末までに策定する。

計画の進行管理の徹底

- ・ 各地域（農林振興センター）単位で設置する「地域森林・林業施策推進会議」において、市町村や関係団体と連携して計画の進行管理、評価を行うとともに、「島根県森林・林業施策推進会議」を開催し関係団体等との意見交換を行った。
- ・ また、その内容をまとめ「島根県森林審議会」に報告し意見を伺ったので、今後の施策展開の参考とする。

これら活性化プランの達成に向け、平成15年度から以下のとおり農林水産部の組織を再編して、農林業の活性化、他産業との連携強化を図った。

政策推進室の設置

- ・ 部全体の重要な政策・施策を企画・立案するとともに、これら施策を中心となって推進する。

木材振興室の設置

- ・ 木材生産流通加工部門を拡充強化し、木質資源全体を対象に木材産業の振興及び住宅など関連産業との連携に関する施策を一元的に展開する。

なお、戦略的な組織体制構築に向け、本庁組織の再編、普及部門や地方機関の見直し等に、引き続き取り組む方針である。

平成13年度会計

添 付 意 見	処理方針・措置状況 (15年度報告分)
<p>1 県民意識調査等のあり方について</p> <p>県民等の意識やニーズを把握するためには、アンケート調査は重要な位置づけにあるが、調査の必要性、調査票の設計、調査対象の範囲、有効な回収率の目安の設定の検討が十分行われないうまま、結果の分析、公表等が安易に行われている例が見受けられるので、十分に精査して行う必要がある。</p> <p>特に、調査票の設計においては、回答を誘導することや心理的抵抗感を与えることは厳に避け、また所期の回収率に達しないものについては、その取扱いを慎重にされたい。</p> <p>また、意識調査及び統計調査について、調査の事前・事後の指導や審査業務を行う担当課を定め、各種調査の目的が十分達成されるよう検討されたい。</p>	<p>(統計調査課)</p> <p>県が実施する統計調査については、今後すべて調査計画について、統計調査課に事前に届け出と協議を行うよう、平成15年 3 月に全庁に通知を行ったところである。</p> <p>協議のあった統計調査については、その調査の目的、事項、範囲、期日、方法等について、統計調査課で指導、助言を行うとともに、統計法第 8 条に基づく総務大臣への届け出が必要な統計調査については、この手続きを厳守するなど、実施前の指導を強化した。</p> <p>また、調査結果の公表に際しては、数値の妥当性の吟味や、必要に応じて結果の精度に係る事項を付記するなど、調査結果が正確に伝わるよう指導を行うこととしている。</p>
<p>2 公用車、パソコンの調達について</p> <p>公用車、パソコンの調達については、統一的な考えに基づいた購入あるいは借上げがなされていない。</p> <p>今後は、経済性、機能性等を検討の上、購入方式にするのか借上げ方式にするのかなど、基本的な事項について統一基準を定め調達されたい。</p> <p>公用車について購入の場合は、更新年数や車種、排気量等の基本的事項について定まっているが、借上げ方式の場合は定まっていないため、所属ごとにまちまちである。また、いずれの方式で調達するかなどの基本的な考え方も統一されていない。</p>	<p>(財政課)</p> <p>公用車の調達については、原則として購入方式によることとしており、リース方式は総経費の比較等を踏まえた上で、限定的に導入されている。</p> <p>なお、平成17年度までは財政改革集中期間であり、故障等を除き公用車の更新を凍結しており、例外的に調達する公用車についても、平成15、16年度とも全て購入方式となっている。</p>
<p>パソコンについては、行政情報化の中で全職員への配置を目指し、また、種々の教育、研修用のため、近年急速に多数導入されているが、調達方法や更新年数、機能等の調達の基本的事項について統一されていない。</p>	<p>(情報政策課)</p> <p>行政情報 LAN パソコンについては、平成13年11月「行政情報 LAN パソコンの配備・更新基準」を定め、調達方法・更新基準・管理方法を全庁的に統一している。</p> <p>なお、調達に当たっては、情報政策課が全庁の調達予定台数について年 3 回程度統一仕様により、一括入札している。</p> <p>行政情報 LAN 以外のパソコンについては、各業務ごとに担当部課の必要な使用により調達しているが、「行政情報 LAN パソコンの配備・更新基準」に準拠するよう働きかけている。</p>
<p>3 各市町村において展開されている優良事例 (事業) の情報提供について</p> <p>現在、各市町村において展開されている多様な施策、事業について、各分野ごとに個性的な優良事例を取りまと</p>	<p>(市町村課)</p> <p>各市町村において展開されている優良事例 (事業) に関しては、行革事例集による行財政改革の事例紹介等</p>

め、その情報を市町村へ提供することによって、現在実施されている事業の充実を促すとともに市町村における新規事業の検討に資されたい。

また、市町村合併によるスケールメリットを活かした新たな「まちづくり」の検討にも資されるよう図られたい。

(市町村課所管)のほか、3S事例集、市町村データブック(ともに地域政策課地域振興室所管)の発行など、これまでも様々な形で情報提供をしてきたところである。

当課としては、市町村における「まちづくり」の検討に資するよう、引き続き積極的に情報提供していきたい。

4 地籍調査事業の推進について

地籍調査事業の進捗率は、全国平均の45%に対し、35%と極めて低い状況にある。未だに地籍調査事業の未着手市町村があるなど、市町村間の進捗率にも大きな格差が生じている。

地籍調査事業は、公共事業用地の円滑かつ効率的な取得と過年度取得土地の未登記解消にも大きな効果を有するものである。

今後、市町村の進捗率が向上するよう、指導及び技術的支援の強化に努められたい。

(用地対策課)

地籍調査事業は、現在、国土調査法第6条の3第1項及び国土調査促進特別措置法による第五次十箇年計画(平成12年度起点)に基づき事業を実施中である。

過去における取り組みの違いから、各市町村では事業進捗率に差があるものの、公共事業実施予定地域への重点的取り組みなどをすすめ、全体的には事業量及び事業費ともに着実に伸び、計画を越える進捗が進みつつある。

また、未着手・休止中の市町村に対しては、島根県国土調査協会とも連携しながら着手・再開への取り組み活動を行った結果、15年度現在、事業未着手は安来市のみとなっている。

なお、安来市においても要請活動の際、市長から近年中に着手したいとの意向を確認している。

平成16年度予算要求においては、事業に枠が設けられるなど県の財政事情は非常に厳しい状況にあるが、当面、休止市町を含めた着手率が100パーセントとなるよう、引き続き該当市町村の指導に努めるとともに事業全体の進捗促進に努めていきたい。

5 学校教育におけるボランティアの活用及び相談体制の充実について

① 総合学習等におけるボランティアの活用について

全国一の高齢県である本県においては、元気で知識・経験の豊富な高齢者が多いので、高齢者に生きがいを持って、地域の活性化のために活躍してもらう必要がある。

については、総合学習、クラブ活動等の場に高齢者がボランティアとして積極的に参加できるよう、高齢者ボランティアを登録するシステムの制度化について検討されたい。

(高校教育課) (義務教育課) (福利課)

平成15年7月現在、ボランティアバンクが設置されているところは、6市24町3村、合計33市町村あり、県内で3000人以上が登録されている。そのうち、年齢を把握している5市12町1村の60歳以上の高齢者は約24%であり、4人に1人の割合となっている。

この外、学校が独自に登録制度を設けていたり、行事ごとにその都度参加者を募ったりしている市町村が11町1村あり、多数のボランティアが学校教育等にかかわっている。

県教育委員会としては、豊富な知識や技能、たくいまれな経験などをもつ地域の方の協力をいただきながら、将来の生き方等を学ぶ機会を子どもたちに持たせることは重要と考えており、特に、高齢者ボランティアについては、ボランティアバンクの設置等により、ボランティア活用の取組が一層充実するよう、各市町

② 生徒及び教育職員の精神面での相談体制の充実について

県立学校における生徒の不登校、中退、遅刻等の対策が必要とされているが、臨床心理士等の不足を補うため、退職教育職員等の活用について検討されたい。

また、メンタルヘルス対策が必要な教育職員については、メンタルヘルス研修等も行われているが、相談を必要とする教育職員に対する相談体制の充実に努められたい。

村へ働きかけていきたいと考えている。

生徒への相談体制については、国の補助事業を活用し、県立高等学校に対しスクールカウンセラーを配置し、生徒・保護者へのカウンセリングや教員へのコンサルテーション等の業務が行えるような体制づくりに努めているところである。平成16年度には、希望のあった全ての高校39校（定時制・通信制を含む。）に対して配置することとしている。

なお、スクールカウンセラーとして退職教員等を活用することについては、相談業務従事の経歴を有し「スクールカウンセラーに準ずる者」としての条件に適合すれば積極的な任用に努めたい。

また、教育職員への相談体制については、引き続き、精神科医、保健師等による健康相談を実施するとともに、研修会等の実施により普及啓発を計り、職場不適應の予防やその早期発見、早期対応、療養の必要な教職員の職務復帰支援及び再発予防を行っていききたい。

6 特殊教育諸学校における寄宿舎指導員の適正配置について

特殊教育諸学校における寄宿舎指導員の勤務の実態は、朝・夕の時間帯に比較して児童等が不在の昼間に手厚く配置されているなど、児童等の生活実態に適合したものとなっていない。

ついては、勤務形態を抜本的に見直すとともに、指導員配置の適正化に努められたい。

(高校教育課)

児童等に対する生活指導をより充実するため、午後から夜間にかけての児童等が寄宿舎にいる時間帯に寄宿舎指導員を手厚く配置するよう勤務体制変更を各校に求め、指導員配置の適正化を図った。

平成16年 4 月 1 日から実施する予定である。

